平成２７年（フ）第１３８号
秋田県潟上市天王字追分西32番地100
債務者　佐藤　文一
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　裕幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７号
兵庫県宝塚市山本中２丁目15番22―201号
債務者　新明　昇治
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４５２号
広島市南区仁保１丁目５番24―201号
債務者　松澤　知宏
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０４号
北九州市八幡西区屋敷１丁目８番17号
債務者　但馬多恵子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０１号
熊本市東区長嶺西１丁目９番１―109号　サンアメニティ
債務者　山下　豊毅
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４５号
福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1245番地12　ニューガイア大刀洗502
債務者　苛原　　実
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第９６号
北九州市八幡西区本城東３丁目４番49―306号
債務者　松村　敏充
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９９号
北海道深川市音江町字音江257番地２　医療法人圭仁会　東ヶ丘病院、住民票上の住所北海道雨竜郡北竜町字和200番地５
債務者　垣野　智子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２２号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目12番１―503号
債務者　本橋　幸司
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２３号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡２丁目12番１―503号
債務者　本橋いづみ（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３３３号
埼玉県川越市稲荷町20番地18
債務者　高橋　健太
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５９号
埼玉県所沢市大字北岩岡642番地の56　カーサアズール102
債務者　高橋　二美
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３８号
静岡県伊豆の国市四日町575番地の１
債務者　水口理恵子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅13棟204号
債務者　宮嶋　　悠
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８３号
愛知県犬山市字北之門14番地１　ファミリーハウス北之門206
債務者　山本　勝憲
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０７号
愛知県一宮市北今字川原29番地14
債務者　今井　勝治
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部